

# 平成18年4月1日からごみ収集曜日が変わります

▶現行の週6日(月～土曜日)収集が週5日(月～金曜日)収集にかわります。  
 主な変更点▶生ごみの収集回数が週3回から週2回にかわります。(各世帯から出された生ごみ袋の個数を調べた結果、1回あたりの量が全世帯の1/3～1/4の量であり、収集の効率化と経費節減を図るため、見直しました。)

★収集地区：月・水・金曜日が、月・水・木曜日に変わります

収集地区	ごみの種類	収集曜日	硬質プラスチックごみ	
			収集地区	収集曜日
大町・瀬越町・港町・明元町・幸町・本町・錦町・開運町・栄町	生ごみ	毎週 月・木曜日	大町・瀬越町・港町・明元町・幸町・本町	毎月第2回目の木曜日
	もやせるごみ	毎週 月・木曜日		
	ペットボトル	毎週 月・木曜日		
	もやせないごみ	毎週 水曜日		
	資源ごみ	毎週 月曜日		
宮園町・寿町・礼受町・浜中町・沖見町・平和台	生ごみ	毎週 月・木曜日	寿町・礼受町・浜中町・沖見町・平和台	毎月第3回目の木曜日
	もやせるごみ	毎週 月・木曜日		
	ペットボトル	毎週 月・木曜日		
	もやせないごみ	毎週 水曜日		
	資源ごみ	毎週 木曜日		
見晴町	生ごみ	毎週 月・木曜日	見晴町・宮園町・錦町・開運町・栄町	毎月第4回目の木曜日
	もやせるごみ	毎週 月・木曜日		
	ペットボトル	毎週 月・木曜日		
	もやせないごみ	毎週 水曜日		
	資源ごみ	毎週 水曜日		

★収集地区：火・木・土曜日が、火・水・金曜日に変わります

収集地区	ごみの種類	収集曜日	硬質プラスチックごみ	
			収集地区	収集曜日
三泊町・塩見町・春日町・元町・船場町・花園町・住之江町・泉町・野本町・千鳥町・元川町	生ごみ	毎週 火・金曜日	三泊町・塩見町・春日町・元町・船場町・花園町・未広町・旭町	毎月第2回目の金曜日
	もやせるごみ	毎週 火・金曜日		
	ペットボトル	毎週 火・金曜日		
	もやせないごみ	毎週 水曜日		
	資源ごみ	毎週 火曜日		
堀川町・神居岩・緑ヶ丘町・南町・潮静・東雲町・大和田・藤山町・幌糠町・峠下町・樽真布・中幌・東幌・南幌	生ごみ	毎週 火・金曜日	住之江町・泉町・野本町・千鳥町・元川町・神居岩・堀川町・高砂町・五十嵐町	毎月第3回目の金曜日
	もやせるごみ	毎週 火・金曜日		
	ペットボトル	毎週 火・金曜日		
	もやせないごみ	毎週 水曜日		
	資源ごみ	毎週 金曜日		
旭町・五十嵐町・高砂町・未広町	生ごみ	毎週 火・金曜日	緑ヶ丘町・南町・潮静・東雲町・大和田・藤山町・幌糠町・樽真布・峠下町・中幌・東幌・南幌	毎月第4回目の金曜日
	もやせるごみ	毎週 火・金曜日		
	ペットボトル	毎週 火・金曜日		
	もやせないごみ	毎週 水曜日		
	資源ごみ	毎週 水曜日		

くわしくは、3月中に配布される「平成18年度ごみ分別排出・収集体制」一覧表をご覧ください。

★ごみ収集曜日変更の説明会開催日程及び会場 ♣みなさんぜひ参加してください。

日程	時間	会場	住所
3月1日(水)	18時30分	港西コミュニティセンター 三泊住民センター	港町3 三泊町
3月2日(木)	18時30分	港南コミュニティセンター 幌糠市民センター	沖見町5 幌糠町
3月3日(金)	18時30分	留萌市共同福祉センター 東部地区公民館	開運町2 南町2
3月9日(木)	18時30分	港東コミュニティセンター 潮静住民センター	高砂町2 潮静1
3月10日(金)	18時30分	中央公民館(研修室C) 港北コミュニティセンター	見晴町2 元町5

## ★お問い合わせ★

留萌市 美サイクル館  
☎46・1600

美サイクル館の休館日が変更になります。4月1日から土曜日・日曜日、年末年始(12月30日から1月3日まで)は休みになります。



# 平成18年4月から介護保険制度が改正されます

介護保険制度が改正されます

平成18年4月から、介護保険制度が改正されます。介護保険制度は、誰もが住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生涯を送れることを目的に平成12年からはじまりました。  
 今回の制度の見直しは、この目的のさらなる実現に向けて、介護が必要になる前の人から、介護が必要になった人まで、状態が悪くならないための健康管理や予防対策等を盛り込んだものとなります。

主な改正点は次のとおりです。

1 新予防給付  
要介護状態等の悪化防止を目的に、現在の要支援の方と要介護1の一部の方を対象とする新たな介護予防サービスです。  
 認定の段階も表のように6段階から7段階に変わります。

今まで	平成18年4月から	サービスの区分
要支援	要支援1 要支援2	介護予防サービス
要介護1	要介護1	
要介護2	要介護2	介護サービス
要介護3	要介護3	
要介護4	要介護4	
要介護5	要介護5	

予防を重視したサービスがはじまります

2 地域支援事業

(1) 介護予防事業  
要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、要介護状態を予防する事業です。

(2) 包括的支援事業  
介護や医療などの個別のサービスだけでなく、地域ぐるみで高齢者の生活を支える体制づくりをする事業です。その他、「介護給付費適正化事業」などが検討されています。

\* 現在、要支援・要介護の認定を受けている方は、平成18年3月31日以降の有効期限の更新認定時には新たな制度で認定されます。新しい認定内容やサービスの内容については、要支援・要介護認定結果通知時にお知らせいたします。

## 介護保険料が変更になります

介護保険料は3年ごとに、介護サービスの利用状況の増加等を見ながら、見直しをしています。平成18年が見直しの年となり、4月から新しい保険料に変わります。税制の改正に伴い、保険料の所得段階が変わることがありますので、それぞれの保険料は、住民税が確定する6月の保険料算定時に決まります。

## ●お問い合わせ●

留萌市五十嵐町1丁目  
保健福祉センターはーとふる  
留萌市生活福祉部いきがい課  
介護保険係 ☎49・2558 内線122・123  
(留萌市立病院、市役所においても現在お使いの被保険者証の返却を受け付けています。)

介護保険被保険者証が新しくなります

現在65歳以上の市民の方と、40歳以上64歳以下の要介護認定者の方がお持ちの介護保険被保険者証に代わり、新しい被保険者証を3月中旬に送付いたします。この被保険者証は制度改正により有効期限がなくなり、介護認定の更新等以外には発行しませんので、大事に保管してください。  
 また、お手元に届きましたら、被保険者証の記載事項等に誤りや変更がある場合にはご連絡ください。なお、現在お使いの被保険者証については、お手数ですが左記まで返却くださいますようお願いいたします。